

# 山口県報

平成19年  
12月14日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく介護施設等の指定 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (五件) (厚政課) ..... 四

保安林予定森林 (秋市) (森林整備課) ..... 五

保安林の指定実施要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所 (森林整備課) ..... 六

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 六

道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 六

公告

土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課) ..... 六

換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 七

県営田尻地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 七

公共測量の実施 (監理課) ..... 七

雑報

県報の正誤 (昭和四十二年四月一日山口県告示第二百七十一号の二) ..... 七

### 山口県告示第六百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十二月十四日から平成二十年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本ゼオン株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本ゼオン株式会社徳山工場  
所在地 周南市那智町二番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 隔 日
三四一イ (二基)	六五・二	平成二〇、 一	平成二一、 一、三二	平成二一、 一	連 続 二 四時間 変動なし
三四一ロ (二基)	一三・八	"	"	"	"
"	三三・三	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

備考 「三四一イ」及び「三四一ロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供するろ過施設及び脱水施設をいう。





五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水		水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
七・五	通常	最大	通常	最大	二四、五〇〇
八・三	最大	最大	最大	最大	二七、〇〇〇

山口県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

医療法人社団成蹊会岡田病院通診療所	医療法人社団成蹊会岡田病院通診療所	中村眼科医院	今田歯科	ミント薬局
長門市通八三〇	〃 〃 六七二の四	周南市二番町一丁目四の三	〃 〃 原宿町四番一九号	下松市大字西豊井一四五〇の一
平成一五、三、三一	〃 〃 〃	平成一九、八、〃	〃 〃 〃	〃 〃 九、三〇

山口県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

医療法人社団成蹊会岡田病院通診療所	医療法人社団成蹊会岡田病院通診療所	医療法人社団成蹊会岡田病院通診療所
長門市通三三九の六	〃 〃 〃	〃 〃 〃
平成一五、四、一	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

新町薬局	ミント薬局	城南薬局	中村眼科医院	くにちか歯科医院	周南市二番町一丁目四の三	熊毛郡田布施町大字下田布施九七	熊毛郡田布施町大字宿井一〇二九
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

株式会社キャンズコーポレーション	株式会社キャンズコーポレーション	株式会社キャンズコーポレーション
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃



特定福祉用具販売事業者 名 称 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者 名 称 所在地	指定年月日
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一
ウエルビイ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビイ山口福祉用具センター 防府市栄町二丁目二番二九号	平成一九、一、一

山口県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十九年十二月十四日  
山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十九年十二月十四日  
山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。  
平成十九年十二月十四日  
山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
萩市相島字カフク二三四の四、字網代作り三〇の三、字井ノ上一一五
  - 二 指定の目的  
風害の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年十二月十四日

一 通知の内容の要旨

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 保安林として指定された目的  
 変更に係る指定施設要件  
 住所  
 森林所有者  
 氏名又は名称

山口市嘉川字千見折二  
 土砂の流出の防備  
 立木の伐採の限度  
 萩市大字土原 村田 和久

二 通知の内容を掲示した場所

山口県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
道路の種類 道路の線名 道路の区域	県道 秋吉台絵堂線			

新	旧			
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広
美祿郡美東町大字長登字刀祿四三六の一地先から同町 同大字 同字四三三四地先まで	一〇六・三〇	三七・〇		
美祿郡美東町大字長登字刀祿四三三の一地先から同町 同大字 同字三九七の一地先まで	九六・二〇	一五二・〇		
美祿郡美東町大字長登字刀祿三九七の一地先から同町 同大字 同字三八五の一地先まで	一八・〇四	七一・〇		
美祿郡美東町大字長登字刀祿三三五の一地先から同町 同大字 同字西埜四八の一地先まで	一三六・五六	二八七・〇		
美祿郡美東町大字長登字刀祿四三六の一地先から同町 同大字 同字西埜四八の一地先まで	一四・〇二	五二七・〇		
				道路改良工事が完了による。
				一般国道四九〇号の道路の区域(重用)
				一般国道四九〇号の道路の区域(重用)

山口県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
秋吉台絵堂線	美祿郡美東町大字長登字刀祿四三六の一地先から同町 同大字 同字西埜四八の一地先まで	平成十九年十二月十五日



(六一四) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当

であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名 施行地区

事業の種類

宇部市

大迫地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十七日から平成二十年一月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一五) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、光市天符地区の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

光市天符地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十七日から平成二十年一月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一六) 県営田尻地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営田尻地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営田尻地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十七日から平成二十年一月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十九年十二月十四日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点設置)

二 作業の地域

萩市大字椿東

三 作業の期間

平成十九年十二月十日から平成二十年一月三十一日まで



正誤

昭和四十二年四月一日山口県告示第二百七十一号の二(二級河川の指定)

ページ	段	箇所	誤	正
一	下	表中	馬刀川水系	馬刀川水系

平成十九年十二月十四日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

"	"
"	"
"	"
同字二千六百十六番の一	馬刃川
字善用庵二千六百十六番の一	馬刃川